

**【事例5】相続時精算課税を適用する場合（贈与者2人）**

私（埼玉太郎）は、祖父（埼玉一男）から非上場株式会社である〇×株式会社の株式を1,000株、祖母（埼玉花子）から預金2,000万円の贈与を受けました。令和6年1月1日において、祖母は60歳以上、孫である私は18歳以上ですので、祖母からの贈与について、相続時精算課税<sup>(注1)</sup>を選択して申告します。

なお、私は祖父から、令和5年以前にも贈与を受け、相続時精算課税を選択し、特別控除額を2,500万円適用して申告しています。

また、私は、贈与を受けた株式について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予<sup>(注2)</sup>は適用しません。

(注) 1 制度の概要については、37ページを参照してください。

2 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の概要については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

川口 令和06年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書) 修正 FD4751

提出用

住所 川口市〇〇△丁目×番×号

フリガナ サイタマ タロウ

氏名 埼玉太郎

職業 会社員

令和06年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書)

④ 暦年課税分の課税価格の合計額 (1)+(2)-(3)	⑤ 暦年課税に係る基礎控除額	⑥ ⑤の控除後の課税価格 (4)-(5)	⑦ ⑥に対する税額 (贈与税の速算表を使用して計算します)	⑧ 外国税額の控除額	⑨ 医療法人持分税額控除額	⑩ 差引税額 (7)-(8)-(9)	⑪ 相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の金額の合計額)	⑫ 相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の金額の合計額)	⑬ 課税価格の合計額 (1)+(2)+(11)	⑭ 差引税額の合計額 (納付すべき税額) (10)+(12)	⑮ 農地等納税猶予税額	⑯ 株式等納税猶予税額	⑰ 特例株式等納税猶予税額	⑱ 医療法人持分納税猶予税額	⑲ 事業用資産納税猶予税額	⑳ 申告期限までに納付すべき税額 (14)-(15)-(16)-(17)-(18)-(19)	㉑ 差引税額の合計額 (納付すべき税額) (14)-(15)-(16)-(17)-(18)-(19)	㉒ 修正前の合計額	㉓ 申告期限までに納付すべき税額 (申告書の差引税額の合計額 (納付すべき税額)の増加額 (14)-(21))	㉔ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (20)-(23)
2,500,000	1,100,000	0	0	0	0	0	2,250,000	4,754,000	2,250,000	4,754,000	0	0	0	0	0	4,754,000	0	0	0	0

⑬の合計額を記載します。

⑲の合計額を記載します。

**相続時精算課税に係る基礎控除額の計算方法**

<⑲: 特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額>

$$(申告書第二表1枚目の⑲) + (申告書第二表2枚目の⑲) = 2,500,000円 + 20,000,000円 = 22,500,000円$$

<申告書第二表1枚目の⑲: 祖父(埼玉一男)からの贈与財産に係る基礎控除額>

$$1,100,000円 \times \frac{2,500,000円}{22,500,000円} = 122,223円 (\times)$$

(注: 特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額)

<申告書第二表2枚目の⑲: 祖母(埼玉花子)からの贈与財産に係る基礎控除額>

$$1,100,000円 \times \frac{20,000,000円}{22,500,000円} = 977,777円 (\times)$$

(注: 特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額)

※ 計算した金額に、1円未満の端数がある場合には、特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る基礎控除額の合計額が110万円になるようにその端数を調整します。

○ 申告書第二表は、特定贈与者（1ページ参照）ごとに作成するため、本事例では、申告書第二表を2枚使用します。

申告書第二表: 1枚目

特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日

住所 川口市〇〇△丁目×番×号

フリガナ サイタマ カズオ

氏名 埼玉一男

続柄 3 ← 父1, 母2, 祖父3, 祖母4, ①~④以外5

生年月日 3/13/12/02

令和06年08月26日

財産の価額の合計額 (課税価格)	⑲	2,500,000
基礎控除額の控除	⑳	2,250,000
⑲の控除後の課税価格 (⑲-⑳)	㉑	237,777
特別控除額の控除	㉒	2,500,000
特別控除額の残額 (2,500万円-⑳)	㉓	0
特別控除額 (⑲の金額と㉒の金額のいずれか低い金額)	㉔	0
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-⑳-㉓)	㉕	0
⑲の控除後の課税価格 (⑲-⑳) 【1,000円未満切捨て】	㉖	237,700
⑲に対する税額 (㉖×20%)	㉗	47,540
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	㉘	0
差引税額 (㉗-㉘)	㉙	47,540

申告書第二表: 2枚目

特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日

住所 川口市〇〇△丁目×番×号

フリガナ サイタマ ハナコ

氏名 埼玉花子

続柄 4 ← 父1, 母2, 祖父3, 祖母4, ①~④以外5

生年月日 3/14/09/10

令和06年08月26日

財産の価額の合計額 (課税価格)	⑲	2,000,000
基礎控除額の控除	⑳	2,250,000
⑲の控除後の課税価格 (⑲-⑳)	㉑	1,902,223
特別控除額の控除	㉒	2,500,000
特別控除額の残額 (2,500万円-⑳)	㉓	2,500,000
特別控除額 (⑲の金額と㉒の金額のいずれか低い金額)	㉔	1,902,223
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-⑳-㉓)	㉕	597,777
⑲の控除後の課税価格 (⑲-⑳) 【1,000円未満切捨て】	㉖	0
⑲に対する税額 (㉖×20%)	㉗	0
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	㉘	0
差引税額 (㉗-㉘)	㉙	0

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

特定贈与者ごとの⑲の金額の合計額を⑲に記載します。⑲の相続時精算課税に係る基礎控除額の計算方法については、22ページを参照してください。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

祖母からの贈与については、初めて相続時精算課税を選択しますので、申告書に、相続時精算課税選択届出書及び添付書類を添付して提出する必要があります。詳しくは20、21ページを参照してください。